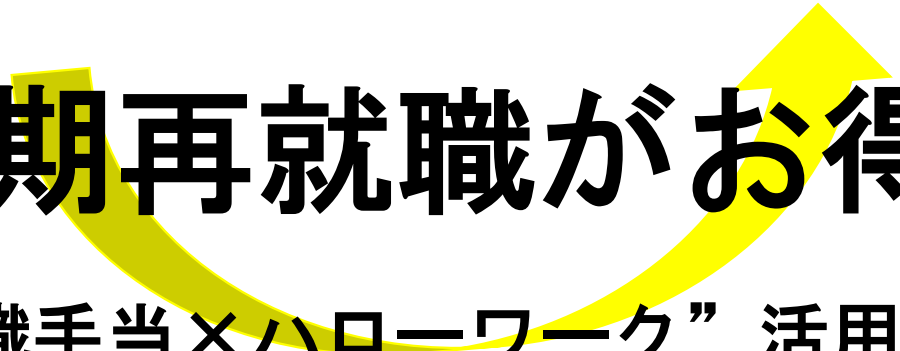




# 早期再就職がお得！

“再就職手当×ハローワーク” 活用セミナー

# 使用する資料

- ① 雇用保険の失業給付受給資格者のしおり
- ② H Pに掲載されている資料
- ③ 雇用保険受給資格者証
- ④ 筆記用具



## 計算してみましょう



就職日の前日まで受給した日数が30日の場合

$$\square - \square = \square$$

- ☐ 3分の1以上  
☐ 3分の1未満



就職日の前日まで受給した日数が70日の場合

$$\square - \square = \square$$

- ☐ 3分の1以上  
☐ 3分の1未満

| 所定給付日数  |   | 支給残日数     |           |
|---------|---|-----------|-----------|
|         |   | 支給率 6 0 % | 支給率 7 0 % |
| 9 0 日   | ⇒ | 3 0 日以上   | 6 0 日以上   |
| 1 2 0 日 | ⇒ | 4 0 日以上   | 8 0 日以上   |
| 1 5 0 日 | ⇒ | 5 0 日以上   | 1 0 0 日以上 |
| 1 8 0 日 | ⇒ | 6 0 日以上   | 1 2 0 日以上 |
| 2 1 0 日 | ⇒ | 7 0 日以上   | 1 4 0 日以上 |
| 2 4 0 日 | ⇒ | 8 0 日以上   | 1 6 0 日以上 |
| 2 7 0 日 | ⇒ | 9 0 日以上   | 1 8 0 日以上 |
| 3 0 0 日 | ⇒ | 1 0 0 日以上 | 2 0 0 日以上 |
| 3 3 0 日 | ⇒ | 1 1 0 日以上 | 2 2 0 日以上 |
| 3 6 0 日 | ⇒ | 1 2 0 日以上 | 2 4 0 日以上 |

## 計算してみましょう

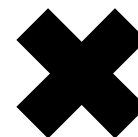


就職日の前日まで受給した日数が30日の場合

円



日



%

=

円

## 計算してみましょう



就職日の前日まで受給した日数が70日の場合

$$\boxed{\phantom{000000}} \text{ 円} \times \boxed{\phantom{00}} \text{ 日} \times \boxed{\phantom{00}} \% = \boxed{\phantom{0000000000}} \text{ 円}$$

# 求職活動の進め方



## STEP1

自己分析  
労働市場分析



# Job-tag



## 自己分析のテスト

### 職業検索

### 業種検索



## 有効求人倍率

1人の求職者に対して  
何人の求人募集があるのか  
を示す数字



低い⇒採用されづらい  
高い⇒人手不足分野

例) 有効求人倍率 0.2とは

求職者 5人に対して  
求人 1人

例) 有効求人倍率 3とは

求職者 1人に対して  
求人 3人

## STEP2

### 希望条件の 設定

# 求人を探すなら ハローワーク インターネット サービス！



HelloWork Internet Service  
ハローワーク インターネットサービス

お知らせ

【重要】設備点検に伴うハローワークインターネットサービスの停止について  
いつもハローワークインターネットサービスをご利用いただきありがとうございます。年末にかけて、ハローワークインターネットサービスでは設備点検を実施いたします。これ...  
[詳細はこちらをご覧ください](#)

【重要】ワンタイムパスワード認証時の注意点について  
いつもハローワークインターネットサービスをご利用いただきありがとうございます。2025年1月7日以降停止しておりました、求人者マイページ、求職者マイページおよび...  
[詳細はこちらをご覧ください](#)

【重要】マイページのワンタイムパスワード認証再開のお知らせ  
いつもハローワークインターネットサービスをご利用いただきありがとうございます。2025年1月7日以降停止しておりました、求人者マイページ、求職者マイページおよび...  
[詳細はこちらをご覧ください](#)

検索 仕事をお探しの方

- [あなたの就職を全力でサポートします！](#)
- [仕事をお探しの方へのサービスのご案内](#)
- [職業相談・職業紹介サービスのご利用に当たってはこちらをご確認ください](#)

事業主の方

- [みなさまの人材確保を全力でサポートします](#)
- [事業主の方へのサービスのご案内](#)
- [職業相談・職業紹介サービスのご利用に当たってはこちらをご確認ください](#)

情報検索・ご案内

求人情報検索

求職者マイページ

求職者マイページにログイン

ハローワークトレーニングコース情報検索

求職申込み

求人者マイページ

求人者マイページにログイン

事業所登録・求人申込み

## STEP3

応募書類の作成



# 履歴書は手書き？



A

履歴書は手書きでなくても大丈夫  
パソコンやスマホに  
厚生労働省様式をダウンロード

## STEP3

応募書類の作成



# 職務経歴書とは？



A

A4縦サイズ1～2枚程度に、  
これまで経験してきた職務の内容を  
自由様式で詳しく記載する書類

### STEP3

応募書類の作成



## 応募書類に自信がない

毎週金曜日の午後に一枠50分程度の  
応募書類添削サービスを提供して  
ます！

**注**

書類作成後にお越しください

# 支援メニュー

## ～コーナー案内等～



# 人材支援総合コーナー1

## 対 象

介護、保育、看護に関心のある方

## できること

管内求人、業界に詳しいナビゲーター  
による職業相談

## 人材支援総合コーナー2

### 対 象

建設、警備、運輸に関心のある方

### できること

管内求人、業界に詳しいナビゲーター  
による職業相談

# マザーズコーナー

## 対 象

子育て中、子育てが落ち着いた  
家庭と仕事の両立を考えている方

## できること

オンライン職業相談  
家庭と仕事の両立ができる求人の提供

# 学卒コーナー

## 対 象

大学・短期大学・専門学校等を  
卒業予定の方又は卒業後3年以内の方

## できること

学卒求人提供  
事業所との情報交換による  
きめ細かな情報提供

# 職業訓練コーナー

## 対 象

キャリアチェンジがしたい方  
スキルアップがしたい方

## できること

訓練に関わる相談  
職業訓練の申込

# 早期就職支援コーナー

## 対 象

失業給付受給者かつ

3ヶ月以内の就職を目指す方

## できること

担当ナビゲーターとの職業相談

書類選考や面接の対策

## 生涯現役支援窓口

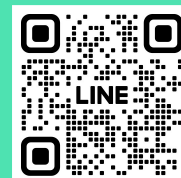
- ・ 再就職を目指す60歳以上の方へ

## キャリアチャレンジ応援コーナー

- ・ 安定した就労経験が少なく、正社員での就職を希望する35歳以上59歳以下の方へ



セミナー



HP



応募書類添削サービス（リレサク）



Job-tag



川西しごとサポートセンター

|                                         |                         |               |          |         |
|-----------------------------------------|-------------------------|---------------|----------|---------|
| 1. 支給番号                                 | 2. 氏名                   |               |          |         |
| 48010-17-000109-7                       | ヨシノ アサ                  |               |          |         |
| 3. 被保険者番号                               | 4. 性別                   | 5. 雇主生年       | 6. 生年    | 7. 求職番号 |
| 4800-010566-2                           | 男                       | 27            | 4-010416 | 12345   |
| 8. 住所又は居所                               |                         |               |          |         |
| 9. 支払方法（記号（口座）番号・金融機関名・支店名）<br>安定所現金（G） |                         |               |          |         |
| 10. 資格取得年月日                             | 11. 離職年月日               | 12. 離職理由      |          |         |
| 190401                                  | 281231                  | 40            |          |         |
| 13. 60歳到達時賃金日額                          | 14. 離職時賃金日額             | 15. 給付制限      |          |         |
|                                         | 6,666                   |               |          |         |
| 16. 求職申込年月日                             | 17. 認定日                 | 18. 受給期間満了年月日 |          |         |
| 290104                                  | 1型-月                    | 291231        |          |         |
| 19. 基本手当日額                              | 20. 所定給付日数              | 21. 通算被保険者期間  |          |         |
| 5,000                                   | 90                      | 090900        |          |         |
| 22. 離職前事業所名                             | 労働市場センター株式会社            |               |          |         |
| 23. 再就職手当支給歴                            | 24. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村） |               |          |         |
|                                         | 0 0 0 0                 |               |          |         |

安定所連絡メッセージ1  
安定所連絡メッセージ2  
管轄公共職業安定所又は  
管轄地方運輸局所在地  
電話番号

〒1177-0044 練馬区上石神井  
03-3929-3311

センター  
公共職業安定所  
所長印

折り曲げ線

注意事項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速に折り返しで再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げられては折り返さないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続を、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができません。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他の不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることがなくなるほか、罰でなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の給付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当（傷病手当）の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に NNN 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

（バーコード貼付欄）

求職番号

（バーコード貼付欄）

支給番号

雇用保険説明会 年 月 日 出席済